

「横断的対策」と「社会変革に向けた取組」について

第 VI 章 生物多様性の損失への対策における「横断的対策」及び「社会変革に向けた取組」について、以下に作業方針を示す。

【第 1 回検討会時点での方針】

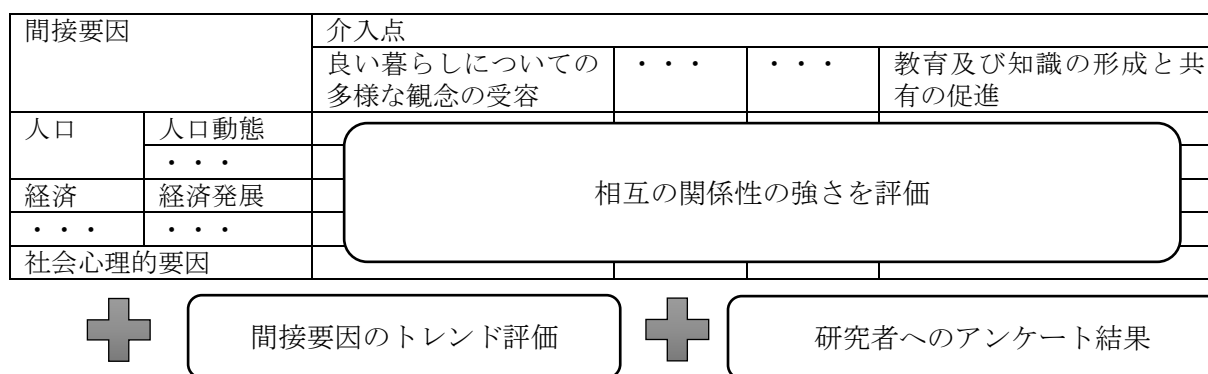
- ・ 第 1 の危機から第 4 の危機について包括的に扱う施策等を横断的対策として位置づける。
- ・ 特に環境関連計画の策定や環境税の導入、ESG 投資等、生態系の保全・維持を明確に目的とした施策を横断的対策に位置づける。

【今後の作業方針】

- ・ 上述の「横断的対策」の中には、ESG 投資を含む経済メカニズムによる対策のほか、認証制度の活用による持続可能な利用の促進など、社会経済における生物多様性の主流化に寄与する対策が含まれる。
- ・ これらは、IPBES の Global Assessment における社会変革の枠組にも含まれる。
- ・ JBO3 では、直接要因と間接要因を分けて評価し、より根本原因を意識した総合的な評価を行うことになるため、第 VI 章を「社会変革に向けた取組」と改め、前段で評価した生物多様性の危機の要因（特に間接要因）を意識しつつ、これまでに実施されてきた取組のうち、社会変革に関連する取組の実施状況等を評価することとする。

【具体的な作業方針及び手順】

- ・ ここで求められる社会変革とは、生物多様性の保全と持続可能な利用に資するものである必要があり、特に間接要因の改善に寄与するものである必要があると考える。
- ・ そこで、以下に示す図「地球規模での持続可能性を実現する経路に向けた社会変革」を参考に、まず間接要因と介入点（Leverage Points）の関係性を整理するとともに、前段での間接要因のトレンド評価、直接要因と間接要因の関係性に関する研究者へのアンケート結果等を踏まえ、社会変革が求められる間接要因とそのために効果的な転換点の特定を目指す。

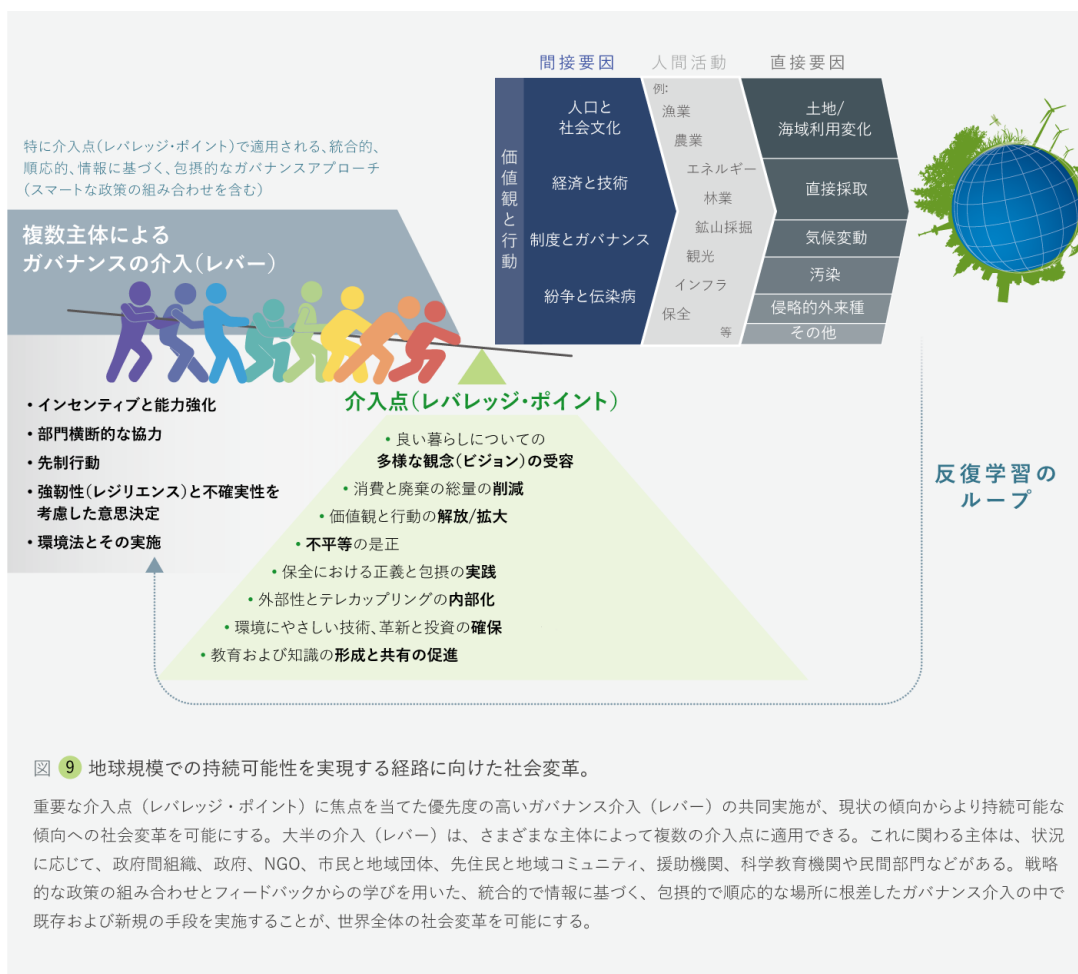


- ・ さらに、社会変革が求められる間接要因とそのために効果的な転換点に対して、同じく図

「地球規模での持続可能性を実現する経路に向けた社会変革」における複数主体によるガバナンスの介入として、わが国でこれまでに実施されてきた取組及びギャップを分析する方針とする。

間接要因		介入点	介入			
			インセンティブと能力強化	・・・	・・・	環境法とその実施
人口	人口動態	良い暮らし・・・ 教育及び・・・	普及啓発 移住促進政策	・・・	・・・	なし
	・・・					
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
社会心理的要因		・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

上述の分析を踏まえ、特に関係性の強い介入点だけに絞る



出典：生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学—政策プラットフォーム 生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 政策決定者向け要約(抄訳)(公益財団法人地球環境戦略研究機関(IGES))